

昭和二十八年政令第三百八十五号

(電磁波又は粒子線)

第一条 診療放射線技師法(以下「法」という。)

法律第二百二十六号)第十六条の規定に基き、この政令を制定する。

粒子線は、次のとおりとする。

- 一 阳子線及び重イオン線
- 二 中性子線

(免許の申請)

第一条の二 診療放射線技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類

を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(籍の登録事項)

第一条の三 診療放射線技師籍には、次に掲げる事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日
及び性別

三 診療放射線技師国家試験合格の年月
四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

(登録事項の変更)

第一条の四 診療放射線技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、診療放射線技師籍の訂正を申請しなければならない。

(登録の消滅)

第二条 診療放射線技師籍の登録の消除を申請するには、申請書に申請の原因

たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録の消滅)

第二条 診療放射線技師の登録の消除を申請するには、申請書に診療放射線技師免許証(以下「免許証」という。)を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 診療放射線技師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に、診療放射線技師籍の登録の消除を申請しなければならない。

2 診療放射線技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許の申請)

第一条の二 診療放射線技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許の申請)

第一条の三 診療放射線技師籍には、次に掲げる事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日
二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日
及び性別

三 診療放射線技師国家試験合格の年月
四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

(登録事項の変更)

第一条の四 診療放射線技師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、診療放射線技師籍の訂正を申請しなければならない。

(登録の消滅)

第二条 診療放射線技師籍の登録の消除を申請するには、申請書に申請の原因

たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 診療放射線技師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に、診療放射線技師籍の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第二条 診療放射線技師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付の申請)

2 前項の申請をするには、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

3 免許証を破り、又は汚した診療放射線技師が免許証の様式その他診療放射線技師の免許に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

(省令への委任)

第五条 前各条に定めるものほか、申請書及び免許証を登録する。

第六条 診療放射線技師試験委員(以下「委員」という。)の数は、二十四人以内とする。

第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

(報告)

第六条 診療放射線技師試験委員

第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

(診療放射線技師試験委員)

第六条 診療放射線技師試験委員(以下「委員」という。)の数は、二十四人以内とする。

第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

(委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、非常勤とする。)

(学校又は養成所の指定)

第七条 行政庁は、法第二十条第一号に規定する

学校又は診療放射線技師養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学

又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他

の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行

うものとする。

第八条 都道府県知事は、前項の規定により診療放射

線技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、

当該診療放射線技師養成所の名称及び位置、指

定をした年月日その他の主務省令で定める事項

(指定の申請)

第八条 前条第一項の指定を受けた学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行

(変更の承認又は届出)

第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行

(指定の申請)

第九条 第七条第一項の指定を受けた学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行

(変更の承認又は届出)

第二条 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第七条第一項の指定を受けた診療放射線技師養成所(以下この項及び第十二条第二項において「指定養成所」という。)の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受けたときは、主務省令で定めるところに定めたとき、主務省令で定めるところに定めたとき、又は当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第十一条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後四ヶ月以内に、当該報告に係る事項(主務省令で定めるものを除く。)を厚生労働大臣に報告するものとする。

第二条 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四ヶ月以内に、当該報告に係る事項(主務省令で定めるものを除く。)を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告の徴収及び指示)

第十二条 行政庁は、指定学校養成所が第七条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めると、当該診療放射線技師養成所の名称及び位置、指定期間を取消し、若しくはその設置者

若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

行政庁は、指定学校養成所の名称及び位置、指定期間を取消し、若しくはその設置者

若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

当該診療放射線技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない。

申し出るものとする。

所管大臣

申請書面により、行政庁に協議し、その

行政庁に申請し、その承認を厚生労働大臣に報告するものとする。

所管大臣

の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それと

替えるものとする。

ものとする。

ただし、

当該

診療

放

射

線

技

師

養

成

所

の

所

の

所

の

所

の

所

の

所

の

所

の

所

の

所

の

所

の

